

## 少額投資非課税制度（NISA）についてのご注意事項

少額投資非課税制度（NISA）をご利用いただくにあたり、以下のご注意事項をご確認の上、お申し込みください。

なお、お手続き別に特にご注意ください事項が異なりますので、今回のお手続きに該当する「お取り扱い」欄に「○」の記載された事項につきましては、特にご確認・ご理解いただきますようお願いいたします。

また、「お取り扱い」欄に「●」のある項目については、非課税口座開設時のご注意事項ではありますがご自身でご一読いただき、再度ご理解いただきますようお願いいたします。

項番	ご注意事項	お取り扱い														
		口座開設 種別変更	購入	積立	解約	払出し等										
1	<p>お客さまの非課税口座開設のお申し込みについては、税務署が非課税適用の可否の確認作業を行い、開設が可能な場合、お客さまの「非課税適用確認書」が当行に送付されます。当行は、お客さまの「非課税適用確認書」を保管し、非課税口座を開設します。</p> <p>非課税適用確認書は勘定設定期間（NISAをご利用可能な期間）ごとに取得する必要があります。</p> <p>なお、勘定設定期間は以下のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th colspan="2">勘定設定期間</th> </tr> <tr> <td>2014年</td> <td>～ 2017年</td> </tr> <tr> <td>2018年</td> <td>～ 2023年</td> </tr> </table> <p>○ 同一年において非課税口座の開設は、一人一口座（一金融機関）しか開設できません（金融機関を変更した場合を除く）。</p> <p>○ 金融機関の変更（項番20参照）を行った場合、複数の金融機関に非課税口座が存在することになりますが、各年において1つの非課税口座でしか投資信託を購入することができません。また、非課税口座内の投資信託を変更後の金融機関に移管することもできません。</p> <p>○ 非課税口座の開設に関し、所轄税務署の確認等のため、マイナンバーの告知および住所等確認書類の提出が必要となります。マイナンバーの告知および住所等確認書類の提出をいただけない場合は、非課税口座の開設ができない場合があります。</p> <p>○ 非課税口座の開設には、税務署の確認手続きを含め、1か月程度かかります。</p> <p>※ 複数の金融機関に重複してお申し込みされますと、最も希望される金融機関で非課税口座が開設されない場合があります。また、非課税口座の開設が大幅に遅れる場合があります。</p> <p>※ 非課税口座開設後のキャンセルはできません。</p> <p>※ 各年における非課税投資枠を、非課税管理勘定といいます。</p>	勘定設定期間		2014年	～ 2017年	2018年	～ 2023年	○	●	●						
勘定設定期間																
2014年	～ 2017年															
2018年	～ 2023年															
2	NISAとつみたてNISAは同一年において併用できません。NISAまたはつみたてNISAの選択は、所定の期限までに手続きをし、1年単位で変更することができます。変更しない場合は前年に選択されたものを継続します。ただし、当年の非課税投資枠を使用した場合、当年分を変更することはできません。	○														
3	当行では、NISA対象金融商品のうち、公募株式投資信託のみ取り扱っております。	○	●	●												
4	NISAは、新たなご購入が対象です。既に特定口座・一般口座で保有する投資信託を、非課税口座には移管できません。	○	●	●												
5	<p>非課税口座ではスイッチングを利用できません。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th colspan="2">利用できないスイッチング一覧</th> </tr> <tr> <th>解約・買取ファンド</th> <th>購入ファンド</th> </tr> <tr> <td>非課税口座</td> <td>非課税口座</td> </tr> <tr> <td>非課税口座</td> <td>特定口座・一般口座</td> </tr> <tr> <td>特定口座・一般口座</td> <td>非課税口座</td> </tr> </table>	利用できないスイッチング一覧		解約・買取ファンド	購入ファンド	非課税口座	非課税口座	非課税口座	特定口座・一般口座	特定口座・一般口座	非課税口座	○	○	○		
利用できないスイッチング一覧																
解約・買取ファンド	購入ファンド															
非課税口座	非課税口座															
非課税口座	特定口座・一般口座															
特定口座・一般口座	非課税口座															
6	NISAでは、年間120万円（2015年までは年間100万円）までを非課税投資枠としていますが、NISAで保有している投資信託を売却しても、その分の非課税投資枠を再利用することはできません。このため、短期間での売買（乗換）を行うことを前提としたお取引は適しません。	○	○	○	○											
7	非課税投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。	○	○	○	○											
8	非課税口座での損失は税務上ないものとされるため、特定口座・一般口座で保有する他の投資信託の売却益や分配金との損益通算ができず、当該損失の繰越控除もできません。	○	○	○	○											
9	同一の投資信託を複数の年分の非課税管理勘定で購入している場合、非課税管理勘定の年分を選択して売却することはできません。また、先に購入した分から売却されます。なお、同一の投資信託をNISAおよびつみたてNISAで購入している場合、非課税管理勘定または累積投資勘定を選択して売却することができます。		○	○	○											
10	非課税期間終了時等に、NISAで保有している投資信託を特定口座・一般口座へ移管する場合、移管時点の時価評価額が、特定口座・一般口座での取得額とみなされます。		○	○		○										
11	<p>○ 非課税期間終了時の非課税管理勘定の移管（ロールオーバー）</p> <p>NISAで保有している投資信託を他の年分の非課税管理勘定に移管する場合、非課税投資枠（120万円）を超えて全額移管することができます。</p> <p>ロールオーバーをする場合には、所定の期限までに手続きが必要です。なお、口数指定でロールオーバーできません。特段の手続がない場合は、課税口座（特定口座を開設されている場合には特定口座、未開設のお客さまは一般口座）に移管されます。</p> <p>※ 他の年分の非課税管理勘定に移管した場合は、その年の非課税投資枠を使用することになります。</p> <p>※ 移管は、ロールオーバーのお届出日の属する年の最終営業日時点の時価評価額にて行われます。</p> <p>※ NISAで保有している投資信託を、つみたてNISA（累積投資勘定）に移管することはできません。</p> <p>○ 非課税期間終了前の非課税管理勘定の移管（ロールオーバー）</p> <p>NISAで保有している投資信託を他の年分の非課税管理勘定に移管する場合、移管できる金額の上限は120万円（余裕枠の範囲内）までとなります。</p> <p>※ 他の年分の非課税管理勘定に移管した場合は、その年の非課税投資枠を使用することになります。</p>	○	○	○		○										

項番	ご注意事項	お取り扱い														
		口座開設 種別変更	購入	積立	解約	払出し等										
	<p>※ 移管できなかった投資信託については、元の非課税管理勘定がある場合、元の非課税管理勘定にて保有されます。</p> <p>※ 移管は、移管時点の時価評価額にて行われます。</p> <p>※ 同一の投資信託を同一の年分の非課税管理勘定で複数回購入している場合、先に購入した分から移管されます。</p> <p>※ 事務センターで処理を行うため、お届出日から移管完了までお時間をいただきます。</p> <p>※ 12月中の受付はできません。</p> <p>※ お届出日から事務センターでの処理までの間に、下記に該当した場合、移管依頼書に記載した口数を移管できない可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 購入、自動積立や分配金再投資等により非課税投資枠を使用した場合</li> <li>・ 当該ファンドの解約を行った場合</li> </ul> <p>※ NISAで保有している投資信託を、つみたてNISA（累積投資勘定）に移管することはできません。</p>															
12	NISAで保有する投資信託の個別元本、運用損益（トータルリターン）の管理は、特定口座・一般口座・つみたてNISAと合算での管理となります。	○	○	○												
13	投資信託の分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）は従来から非課税であり、非課税口座においては制度上のメリットを享受できません。	○	○	○												
14	NISAでの購入を希望される場合は、購入申込書（インターネット購入の場合は購入画面）にて、NISAを指定してください。自動積立契約も同じです。 なお、現在、特定口座・一般口座で購入している自動積立契約を、NISAで購入するように変更するには、契約変更のお申し込みが必要です。	○	○	○												
15	NISAで保有する投資信託から発生した分配金は、NISAで「分配金再投資」とするか、もしくは「分配金受取」とするか取り扱いのみとなります。 分配金再投資は、手数料はかかりませんが、購入扱いとなりますので、その金額分、非課税投資枠を使用します。分配金受取方法を変更したい場合はお申し出ください。 ただし、つみたてNISAで保有する投資信託から発生した分配金は、当年がNISAの場合、「分配金再投資」を選択しても、自動的に特定口座・一般口座で受け入れますので、非課税扱いとはなりません。	○	○	○												
16	購入額（自動積立購入と分配金再投資購入を含みます）が非課税投資枠を超えた場合、超過分は、自動的に特定口座・一般口座で受け入れますので、非課税扱いとはなりません。 なお、自動積立購入と分配金再投資購入の場合は、翌年に新たなNISAの非課税投資枠が発生すれば、非課税投資枠がある限り、自動的にNISAで購入します。	○	○	○												
17	購入時手数料に大口割引設定がある投資信託について、「NISA」と「特定口座・一般口座」の合計金額で大口割引の適用を受けるには、購入申込金額の全額を、NISAを指定してお申し込みください。非課税投資枠を超える分は、自動的に「特定口座・一般口座」で購入しますが、手数料は「NISA」と「特定口座・一般口座」の合計金額から算出します。 「NISA」と「特定口座・一般口座」で別々に購入申し込みを行った場合、それぞれの口座の購入申込金額が大口割引の対象金額を下回り、大口割引が適用されない場合があります。	○	○	○												
18	非課税投資枠と同額またはそれ以上の金額により、NISAでの購入をお申し込みいただいたとしても、購入額は非課税投資枠内で購入できる口数に基準価額を乗じて算出するため、非課税投資枠が一部使用されない場合があります。	○	○	○												
19	非課税投資枠使用の優先順位は、以下のルールによります。 <table border="1" data-bbox="151 1321 1117 1624"> <thead> <tr> <th>優先順位</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>約定日が同一の場合、「分配金再投資購入」「一般購入」「自動積立購入」の順番に使用します。 ※ 一般購入とは、自動積立購入及び分配金再投資購入によらない、ゆうちょ銀行本支店及び郵便局で受付けた購入並びにゆうちょダイレクトからの購入を指します。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>約定日が同一の分配金再投資購入が複数ある場合、ファンドコードの昇順に使用します。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>約定日が同一の一般購入が複数ある場合、申込の順に使用します。</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>約定日が同一の自動積立購入が複数ある場合、契約番号の順に使用します。</td> </tr> </tbody> </table>	優先順位	内容	①	約定日が同一の場合、「分配金再投資購入」「一般購入」「自動積立購入」の順番に使用します。 ※ 一般購入とは、自動積立購入及び分配金再投資購入によらない、ゆうちょ銀行本支店及び郵便局で受付けた購入並びにゆうちょダイレクトからの購入を指します。	②	約定日が同一の分配金再投資購入が複数ある場合、ファンドコードの昇順に使用します。	③	約定日が同一の一般購入が複数ある場合、申込の順に使用します。	④	約定日が同一の自動積立購入が複数ある場合、契約番号の順に使用します。	○	○	○		
優先順位	内容															
①	約定日が同一の場合、「分配金再投資購入」「一般購入」「自動積立購入」の順番に使用します。 ※ 一般購入とは、自動積立購入及び分配金再投資購入によらない、ゆうちょ銀行本支店及び郵便局で受付けた購入並びにゆうちょダイレクトからの購入を指します。															
②	約定日が同一の分配金再投資購入が複数ある場合、ファンドコードの昇順に使用します。															
③	約定日が同一の一般購入が複数ある場合、申込の順に使用します。															
④	約定日が同一の自動積立購入が複数ある場合、契約番号の順に使用します。															
20	金融機関を変更する場合には、所定の期間内に元の金融機関に「金融商品取引業者等変更届出書」を提出する必要があります。すでに上場株式等を受け入れていた年分については、金融機関の変更はできません。 非課税口座を廃止した場合、所定の手続および要件の下、非課税口座を再開設することが可能ですが、すでに上場株式等を受け入れていた年分については、廃止後の非課税口座の再開設はできません。	○														
21	非課税口座開設のお申し込みは随時受け付けておりますが、お申し込みの時期によっては、口座開設が年明けになる場合がありますのでご了承ください。 なお、年内に口座開設ができた場合でも、年末付近での開設となった場合、年内での購入ができない場合がありますのでご了承ください。	○														

本表は制定年月時点のものであり、今後変更される可能性があります。